

高齢者（23価）肺炎球菌定期予防接種の説明書

説明をよく読み、効果や副反応、健康被害救済制度などをよく理解した上で接種をするかご判断ください。

このワクチンの効果

日本人の死亡原因として、「がん」「心疾患」「老衰」「脳血疾患」に次ぐ第5位に「肺炎」があり、そのうち約4分の1は肺炎球菌によって引き起こされると言われています。この23価肺炎球菌ワクチンは、約90種類に分類される肺炎球菌のうち病気を引き起こしやすい23種類の肺炎の成分を含んでおり、肺炎の罹患や重症化に対する予防効果が期待されます。健康な人では、少なくとも接種後5年間は効果が持続するとされており、インフルエンザワクチンのように毎年接種する必要はありません。（すべての肺炎が予防できるわけではないため、うがい、手洗い、マスクなど日常生活での感染予防が大切です。）

副反応

接種後に注射部位の腫脹や、疼痛、ときに軽微な発熱が見られることがありますが、日常生活に差し支えるほどのものではありません。通常1～2日で消失します。

ただし、過去5年以内に接種を行ったことがある方では、再接種により注射部位の疼痛、紅斑、硬結等の副反応が、初回接種よりも頻度が高く、程度が強くと発現することがあります。前回の接種から十分な間隔を確保して接種を行うことが必要です。

接種対象者

久喜市に住民登録があり、今までに一度も高齢者（23価）肺炎球菌ワクチンを受けたことがなく、次の（1）または（2）に該当する方

(1) 65歳の方

(2) 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方（身体障害者手帳1級相当の方）で初めて接種する方

予防接種を受けることができない方

① 明らかに発熱のある方

一般的に体温が、37.5℃以上の場合を指します。

② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方

急性の病気で薬を飲む必要のある方は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性がありますので、その日は見合わせることを原則です。

③ 他の予防接種で、アナフィラキシーを起こしたことがあることがある方

※「アナフィラキシー」というのは通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじん麻疹が出る、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。

④ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

項①～③に当てはまらなくても、医師が接種不適当と判断した場合は接種できません。

※ご注意ください

この通知が届いた方であっても、過去に1回でも23価肺炎球菌ワクチンを接種した方（自費での接種を含む）は定期接種の対象にはなりません。

予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談してほしい方

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液、その他慢性の病気で治療を受けている方
- ② 予防接種をして2日以内に発熱、発疹、じん麻疹などアレルギーを疑う症状が見られた方、または接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれがある方
- ③ 今までにけいれんを起こしたことがある方
- ④ 今までに中耳炎や肺炎等によくかかり、免疫状態を検査して異常を指摘されたことがある方

接種後の注意事項

- ① 接種後30分間はショックやアナフィラキシーが起こることがありますので、医療機関にいるなどして、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
- ② 接種当日は激しい運動を避けてください。また、接種部位は清潔に保ちましょう。接種当日の入浴は差支えありませんが、接種部位をこすらないでください。
- ③ 接種後は自らの健康管理に注意し、高熱やけいれんなど体調の変化や、その他局所の異常反応（接種部位の腫れが目立つなど）に気づいた場合は、ただちに医師の診療を受けてください。

他のワクチンとの接種間隔

高齢者（23 価）肺炎球菌ワクチンは、不活化ワクチンです。医師が必要と認めた場合、異なる種類のワクチンと同時に接種を行うことができます。

その他

① 予防接種を受けない場合

接種医の説明を十分聞いたうえで、ご本人が接種を希望しない場合、家族やかかりつけ医の協力を得てもご本人の意思の確認ができなかったため接種をしなかった場合、または当日の身体状況等により接種をしなかった場合等においては、その後、肺炎球菌に感染、あるいは感染したことによる重症化、死亡が発生しても、担当した医師にその責任を求めることができません。

② 副反応が起こった場合

予防接種の後、まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に、ほかの病気がたまたま重なって現れることがあります。

予防接種を受けた後、接種部位が痛みや熱をもってひどくはれたり、全身のじん麻疹、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら、速やかに医師（医療機関）の診療を受けてください。

* 健康被害救済制度 *

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要となり、生活に支障が出るような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付の申請ができます。ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかについて、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、予防接種担当窓口へご相談ください。